兵庫県公報

令和元年9月27日 金曜日 号 外

発行人兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規則

۸° –'y``

1

公布された法令のあらまし

●財務規則の一部を改正する規則 (規則第15号)

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の制定により、特別法人事業税の賦課徴収については、 県が、法人の事業税の賦課徴収と併せて行うものとされるとともに、特別法人事業税に係る徴収金の納付があった場合には、当該納付された額を国に払い込むものとされることに伴い、歳入歳出外現金の整理区分について所要の整備を行うこととした。

規

則

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和元年9月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第15号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第5歳入歳出外現金の款徴収金の項国税等払出金の目中「地方法人特別税」を「特別法人事業税若しくは地方法人特別税」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。